

補助金交付申請(住民票異動後に申請)

必要な書類

- ①交付申請書(第1号様式)
 - ②金銭消費貸借契約証書の写し(融資実行のための契約書のこと。金融機関受付後のもの)
 - ③工事請負契約書(注文住宅の場合)又は不動産売買契約書(建売住宅、新築マンションの場合)の写し
 - ④案内図(入居予定の場所がわかるもの)
 - ⑤配置図(住宅メーカー等から提供されている書類)の写し
 - ⑥平面図(住宅メーカー等から提供されている書類)の写し
 - ⑦住民票(藤枝市の住民票 世帯全員分、前住所地・続柄が記載されたもの)
 - ⑧戸籍の謄本(婚姻日が確認できるもの)
 - ⑨市税に未納がないことの証明書類(次のいずれかで3ヵ月以内に発行されたもの)
 - ア 市内での転居の場合:入居者全員分の完納証明書。非課税者は証明に替えて健康保険証の写し(表裏)
 - ◀ 藤枝市役所 西館2階 納税課にて1通300円で発行 ▶
 - イ 市外から転入の場合:入居者全員分の最新の市県民税納税証明書。非課税者は証明に替えて健康保険証の写し(表裏)
 - ◀ 藤枝市に転入する前の自治体(納付先の自治体)の証明が必要です。発行方法は各自治体にお問合せください ▶
- ※市県民税は、1月1日時点で住民票のあった自治体に翌年度の納付を行うものです。住所異動の時期によっては証明を請求する自治体上記と異なる場合があります。

移転事業(引越し費用の補助)も申請する世帯だけ必要な書類

- ・引越業者の領収書の写し
 - ・引越業者の見積書の写し(領収金額の内訳を確認するため見積書も必要です)
- ※移転事業が申請できるのは、市外から転入した世帯のみです。
 ※物を運ぶ作業以外の付帯的な費用(エアコン取付費、洗濯機取付費、ピアノ処分料等)は補助対象となりません。
 また、引越し業者を使わずに引越した場合も補助対象となりません。

建売住宅、新築マンションに入居した世帯だけ必要な書類

- ・建築基準法に定められた、建物の検査済証の写し(お手元がない場合住宅メーカー、マンション管理人等にお問合せください)

市内の賃貸住宅から転居した世帯のみ必要な書類

- ・賃貸住宅契約書の写し

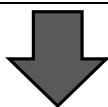
市外から転入した世帯だけ必要な書類

- ・移住レポート(要領第1号様式)
- 提出されたレポートは、藤枝市が行う移住の啓発活動に使用します(藤枝市のホームページへの掲載など)。

※認印を持参してください

※郵送不可(遠方の方は空き家対策室までお問い合わせください)

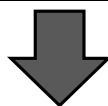
※住宅メーカー等の方が代理で提出される場合は委任状を添付してください



補助金交付決定

書類審査が完了次第、補助金決定通知書を郵送します。補助金の交付決定金額はこの決定通知にてご確認ください。

請求書の様式を同封しますので、交付決定金額、住所・氏名、お振込み先をご記入のうえ捺印し空き家対策室まで提出してください。



補助金の支払い請求

請求書を提出してください。支払まで1ヵ月程度お時間をいただきます。

- ①請求書(第3号様式)
 - ②通帳の写し(又は窓口で通帳の原本確認)
- ※郵送可